

Flash Report

2015年4月20日発行

ファンド決算のご報告

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)」および「ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)」(以下総称して「当ファンド」、または個別に「ファンド」ということがあります。)は2015年4月20日に決算を行いました。つきましては、分配金について以下のとおりご報告申し上げます。

| | 決算期 (決算日) | 分配金 (1万口当たり、課税前) |
|--|----------------------|---------------------|
| ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | 第12期 (2015年4月20日) | 0円 |
| ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | 第10期 (2015年4月20日) | 0円 |

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

今期は収益の分配を行わないといたしました。分配金に充当しなかった収益につきましては、信託財産内に留保し、その全額を当ファンドの運用の基本方針に基づいて引き続き運用いたします。

弊社では、引き続きみなさまのご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいる所存でございます。今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

◎ 主な投資リスク ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや外貨建資産に投資する場合は為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、当ファンドにおいて、**投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

| ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
|---|--|
| 1. 株価変動リスク 株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 | 1. 株価変動リスク 株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| 2. 株式の発行会社の信用リスク 株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 | 2. 株式の発行会社の信用リスク 株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| 3. 流動性リスク ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当を行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 | 3. 為替変動リスク 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 4. カントリーリスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。 |
| | 5. 流動性リスク ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当を行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

◎ ご留意いただきたい事項

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当資料は、ラッセル・インベストメント株式会社が当ファンドの収益分配金に関する情報の提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 資金動向、市場動向によっては投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、その他合理的な事情等があると委託会社が判断したときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
- 投資信託は、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関でご購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。
- 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

● お申込みメモ ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

| | | |
|---------|--|---|
| | ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
| 投資者の制限 | 原則として、投資者は「確定拠出年金法」に規定される加入者等の運用の指図に基づいて購入申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。 | |
| 購入単位 | 1円以上1円単位 | |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金単位 | 1口単位。ただし、販売会社によって異なる場合があります。 | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 申込締切時間 | 午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。 | |
| 申込受付中止日 | ありません。 | ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日 |
| 信託期間 | 無期限(2004年1月30日設定) | 無期限(2005年8月31日設定) |
| 繰上償還 | 純資産総額が10億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。 | |
| 決算日 | 毎年4月18日(休業日の場合は翌営業日) | |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。原則として、分配金は無手数料で自動的に再投資されます。 | |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 | |

● ファンドの費用について ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<投資者が直接的に負担する費用>

| | | |
|---------|--|--|
| | ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
| 購入時手数料 | ありません。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| | | |
|------------------|---|---|
| | ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に 年率 1.674% (税抜 1.55%) を乗じて得た額とします。 | ファンドの日々の純資産総額に 年率 1.566% (税抜 1.45%) を乗じて得た額とします。 |
| | ※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。マザーファンドで運用の指図にかかる権限の委託をしている各外部委託先運用会社への報酬額は、委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から支払われます。 ※税法が改正された場合は、消費税等相当額が変更になることがあります。 | |
| その他の費用・手数料 | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等がファンドから支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 | |

※ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

Copyright © 2015. Russell Investments. All rights reserved

当資料中「ラッセル・インベストメント グループ」、「ラッセル・インベストメント」および「ラッセル」は、フランク・ラッセル・カンパニーおよびその子会社等の総称です。ラッセルによる事前の書面による許可がない限り、資料の全部又は一部の複製、転用、配布はいかなる形式においてもご遠慮下さい。